附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（輸出入取引審議会令及び関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「貿易経済協力局」を「貿易経済安全保障局」に改める。

一　輸出入取引審議会令（昭和二十八年政令第二百五十号）第八条

二　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）第十一条

（化学物質審議会令の一部改正）

第三条　化学物質審議会令（昭和四十九年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「製造産業局」を「大臣官房」に改める。

（鉱山保安協議会令の一部改正）

第四条　鉱山保安協議会令（平成十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「商務情報政策局」を「大臣官房」に改める。

（経済産業省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第五条　経済産業省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「産業技術環境局」を「イノベーション・環境局」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十一条」を「第八十条」に、「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第五条第八号を削り、同条第九号中「及び政策統括官」を削り、同号を同条第八号とし、同条第十号中「並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全」及び「（都市局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第十四号中「地籍調査その他の地籍整備」を「国土調査」に改める。

第七条第一号中「並びに政策統括官」を削り、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

第十七条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第二十一条第一項中「二十三人」を「二十四人」に改める。

第六十二条中「広域地方政策課」を「地方政策課」に、「地方振興課」を「地域振興課」に改める。

第六十三条第二号中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改める。

第六十四条第一号中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること」を「施行に関すること（地方政策課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三　首都圏その他の各大都市圏の整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十八条の二第一項に規定する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関すること。

五　総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

六　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

七　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

第六十五条（見出しを含む。）中「広域地方政策課」を「地方政策課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「首都圏その他の各大都市圏及び」及び「それぞれの」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「大規模事業（」の下に「首都圏その他の各大都市圏及び」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地域振興課、離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。

第六十五条第八号及び第九号を削り、同条第十号中「の施行」を「第七条第一項に規定する振興拠点地域基本構想及び同法第十二条第一項に規定する促進協議会」に改め、「（総合計画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第十一号を同条第八号とする。

第六十六条（見出しを含む。）中「地方振興課」を「地域振興課」に改め、同条第一号中「地方」の下に「における特定の地域」を加える。

第七十条中「十課」を「九課」に、「情報活用推進課」を「地理空間情報課」に改め、「地籍整備課」を削り、「建設市場整備課」を「建設振興課」に改める。

第七十一条第二号中「及び情報活用推進課」を削る。

第七十二条第四号中「第八十条」を「第七十九条」に改める。

第七十三条（見出しを含む。）中「情報活用推進課」を「地理空間情報課」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　国土調査に関すること。

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とする。

第七十九条第一号中「建設市場整備課」を「建設振興課」に改め、同条第二号中「（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第七十八条とする。

第八十条（見出しを含む。）中「建設市場整備課」を「建設振興課」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第七十九条とし、第八十一条を第八十条とする。